

旅行業務取扱料金表

長崎県知事登録旅行業
地域-195号
株式会社コトタビ
平成30年3月改定

(1) 国内手配旅行契約

| 区 分 | 内 容 | 料 金 | 備 考 欄 |
|----------|--|-----------------------------|--|
| 取扱料金 | 運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合 | ご旅行費用総額20%以内 | |
| | 宿泊・運送機関のみの手配の場合 | 1手配につき1,080円 | ① 同一施設に連泊の場合は1手配として扱います。 |
| | 観光・入場・食事・その他サービス機関の手配の場合 | 1手配につき1,080円 | ② 運送の場合、原則として往復の場合は2手配となります。 |
| | 提携クレジットによるノークーポン宿泊手配の場合 | 1手配につき1,080円 | ③ 手配のみの場合を含みます。クーポン発行のみの方は無料。 |
| 添乗サービス料金 | 添乗サービス | 添乗員1人1日当たり30,000円 | 添乗員の宿泊費その他添乗員が同行するために必要な経費は別途申し受けます。 |
| 変更手続料金 | 運送機関の予約・手配の変更 | 運送・宿泊機関等 それぞれ1件につき1,080円 | ① 手配着手後の変更・取消より申し受けます。 ② 左記料金の他、運送・宿泊機関等の定める取消料・違約料を別途申し受けます。 |
| 取消手続料金 | 運送・宿泊機関等の予約取消・払戻 | 運送・宿泊機関等 それぞれ1件につき1,080円 | |
| 連絡通信料金 | お客様のご依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のため通信連絡を行なった場合 | 1件につき540円 | 電話・FAX等の通信実費は別途申し受けます。 |

- (注1) 変更手続料金は変更後の旅行代金に含まれます。
(注2) クーポン引渡し後、お客様からのお申し出により旅行を中止される場合でも、取扱料金は払戻しいたしません。
(注3) 上記の運送機関とは、JR・航空を除く私鉄・バス・フェリー等をいいます。
(注4) 上記料金には、消費税が含まれています。

(2) 旅行相談契約

| 区 分 | 内 容 | 料 金 | 備 考 欄 |
|------|-----------------------|--------------------------------------|-------|
| 相談料金 | お客様の旅行計画作成のための相談・助言 | 基本料金(30分まで) 2,160円 以降30分につき2,160円 | |
| | 旅行日程表の作成 | 1件2,160円 | |
| | 旅行費用見積書の作成 | 1件2,160円 | |
| | 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供 | 資料(A4版)1枚につき1,080円 | |
| | お客様の依頼による出張相談 | 上記項目に5,400円増し | |

- (注1) 変更手続料金は変更後の旅行代金に含まれます。
(注2) クーポン引渡し後、お客様からのお申し出により旅行を中止される場合でも、取扱料金は払戻しいたしません。
(注3) 上記の運送機関とは、JR・航空を除く私鉄・バス・フェリー等をいいます。
(注4) 上記料金には、消費税が含まれています。